

○個人の県民税及び市町村民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に関する要綱について

平成16年1月30日

税第442号

総務部長

このことについて、神奈川県県税条例及び同施行規則の一部改正に伴い、個人住民税に係る徴収及び滞納処分の特例の試行的実施に関する要綱(平成15.6.23 税第168号)の全部を別紙のとおり改正したので通知します。

なお、この要綱に定めるほか、事務取扱いの細目については、別途通知することとしておりますので、その旨申し添えます。

また、このことについては、貴県税事務所管内の市町村長に対しても、別添のとおり通知することとしておりますので、貴職からその旨伝達するようお願いいたします。

別添

税第442号

平成16年1月30日

各市町村長殿

神奈川県総務部長

個人の県民税及び市町村民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に関する要綱について

個人住民税をはじめとする地方税の徴収確保対策につきましては、市町村、県ともに厳しい財政状況にある中で、相互の緊密な連携の下、合同滞納整理や共同公売等の取組を積極的に推進してきたところであります。

こうした中、これまでの徴収確保対策を更に一歩進めるため、地方税法第48条の規定を活用した新たな個人住民税の徴収対策を試行的に実施しておりますが、この度、神奈川県県税条例及び同施行規則の一部を改正し、本格的な実施に向けた規定の整備を図ったところです。

このため、これまでの取扱いを整理統合し、別紙のとおり必要な事項を定めた要綱を制定したので通知します。

別紙

個人の県民税及び市町村民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方税法(以下「法」という。)第48条の規定を活用した個人の県民税及び市町村民税の徴収及び滞納処分の特例措置(以下「徴収特例」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(市町村長による同意)

第2条 知事は、徴収特例による徴収金の引継ぎを受けようとするときは、個人の県民税及び市町村民税に係る徴収及び滞納処分の特例に関する同意申出書(第1号様式)により市町村長の同意を求める申出をするものとする。

2 市町村長は、前項の申出に対して、当該徴収特例による徴収金の引継ぎを同意する場合は、個人の県民税及び市町村民税に係る徴収及び滞納処分の特例に関する同意書(第2号様式)を知事に提出するものとする。

3 前項の同意は、同意の日以後に生じるすべての徴収金の引継ぎについて効力を有するものとする。

(引継ぎをする徴収金の要件)

第3条 引継ぎをしようとする個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金は、滞納に係る徴収金であって、市町村長から法第46条第2項の規定による個人県民税滞納状況報告書(神奈川県県税条例施行規則(以下「規則」という。)第56号様式)の提出があったもの(滞納繰越分)又は法第46条第3項に規定する報告の請求により市町村からの報告があったもの(現年課税分)のうち、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものについて、県と市町村が事前に協議をした上で選定するものとする。

- (1) 督促状が発付されているもの
- (2) 高額又は特殊な滞納事案であるもの
- (3) 納税者等の所在が明らかであるもの

(引継(引受)期間)

第4条 引継(引受)期間は、原則として、7月1日から翌年の2月末日までの間において、県と市町村が協議をした上で定めた一定期間とする。

ただし、当該一定期間中に滞納処分に着手するなどした事案については、県と市町村が協議をした上で一定期間経過後も続行することができるものとする。

2 前項の引継(引受)期間中においては、市町村の徴税吏員は、当該引継(引受)に係る徴収金の徴収及び滞納処分をすることはできないものであるが、納税者等が自発的に市町村の公金取扱金融機関等に納付し、又は納入することは妨げないものとし、市町村の徴税吏員が納付又は納入の事実を確認したときは、速やかに県の徴税吏員に連絡するものとする。

(徴収金の引継ぎ及び引受け)

第5条 市町村長は、第3条の徴収金について、所管の県税事務所に引継ぎをしようとするときは、引継ぎのおおむね1か月前までに個人の県民税及び市町村民税徴収引継予告書(第3号様式)を納税者等に送付するものとする。

2 前項の個人の県民税及び市町村民税徴収引継予告書を送付した徴収金について、引継(引受)期間の開始する日までに完納されず、又は納付約束が得られない場合は、個人の県民税及び市町村民税徴収引継書(規則第60号様式)に納税者等ごとに作成した個人の県

民税及び市町村民税徴取引継書(登記(登録)嘱託用)(規則第60号様式の2)及びその写し(下部余白に徴収を引き継いだ旨の市町村長の証明があるものに限る。)並びに納税者等の状況等を記載した書類を添えて所管の県税事務所に引継ぎを行うものとする。

3 前項の市町村長の証明は、次の記載により行うものとする。

本書に記載した納税者等に係る徴収金について、その徴収を引き継いだことを証明する。

年 月 日

市町村長

4 県税事務所長は、第2項の規定により徴収金の引継ぎを受けたときは、個人の県民税及び市町村民税徴取引受書(規則第60号様式の3)により引継ぎをした市町村長に通知するとともに、その旨を納付書(規則第9号様式の2)を添えた個人の県民税及び市町村民税徴取引受通知書(規則第61号様式)により納税者等に通知するものとする。

5 既に市町村において差押処分着手している徴収金の第2項の規定による引継ぎは、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 市町村の徴税吏員が占有している差押財産の引継ぎは、差押関係書類引渡書(正・副)(第4号様式)及び差押財産引渡通知書(正・副)(第5号様式)を作成し、差押関係書類とともに所管の県税事務所に引き渡すことにより行う。この場合において、県の徴税吏員は差押関係書類引渡書(副)及び差押財産引渡通知書(副)に署名(記名を含む。)した上でこれらの書類を返還する。

(2) 前号の差押財産以外の差押財産の引継ぎは、差押関係書類引渡書(正・副)を作成し、差押関係書類を所管の県税事務所に引き渡すことにより行う。この場合において、県の徴税吏員は、差押関係書類引渡書(副)に署名(記名を含む。)した上でこの書類を返還する。

(3) 前2号の規定にかかわらず、納税者等又は第三者に保管させている差押財産の引継ぎは、差押関係書類引渡書(正・副)及び差押財産引渡通知書(正・副)を作成し、差押関係書類を所管の県税事務所に引き渡すとともに、差押財産引渡依頼書(第6号様式)により差押財産を保管する者に対して、当該差押財産を県税事務所に引き渡すことを依頼することにより行う。この場合において、県の徴税吏員は、差押関係書類引渡書(副)及び差押財産引渡通知書(副)に署名(記名を含む。)した上でこれらの書類を返還する。

(徴収金の引継ぎ及び引受けの特例)

第5条の2 市町村長は、前条の規定により徴収金の引継ぎを行った場合において、当該引継ぎに係る納税者等が、第4条の規定による引継(引受)期間の末日までに到来する納期限に係る個人の県民税及び市町村民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく所管の県税事務所に報告するものとする。この場合の報告は口頭によることとして差し支えないものとし、あわせて、滞納となった徴収金について参考となる資料等を送付するものとする。

る。

- 2 前項の報告のあった徴収金で、督促状が発付されているもの(繰上徴収に係るものを除く。)のうち、既に県が引継ぎを受けている徴収金とともに滞納処分を行う必要があるものについては、県と市町村の協議により、徴収の引継ぎを行うものとする。
- 3 前項の規定による徴収の引継ぎは、第5条の規定の例により行うものとし、この場合の引継(引受)期間は、第4条の規定により定めた一定期間に限るものとする。

(滞納処分の手続)

第6条 徴収特例に係る滞納処分は、県の徴税吏員がその権限に基づいて行うものとし、その手続は、県税の滞納処分と同様に取り扱うものであるが、登記又は登録を要する財産について、差押え、公売等による登記又は登録を嘱託する場合の登記権利者又は登記義務者の表示は、徴収特例による徴収金の引継ぎを行った市町村とすることに留意する。

なお、この場合の登記(登録)嘱託書には、登記を嘱託する県の徴税吏員が、当該嘱託の権限を有する者であることを証する書面として、個人の県民税及び市町村民税徴収引継書(登記(登録)嘱託用)の写し(下部余白に徴収を引き継いだ旨の市町村長の証明があるものに限る。)を添付する必要があることに留意する。

(徴収金の徴収及び取扱い)

第7条 県の徴税吏員は、徴収特例に係る徴収金の徴収をしようとするときは、納付書により規則第7条第1項に規定する神奈川県指定金融機関、神奈川県指定代理金融機関又は神奈川県収納代理金融機関(以下「収納金融機関等」という。)に納付又は納入させるものとする。

ただし、収納金融機関等において納付し、又は納入させることができない場合は、規則第7条第3項に規定する現金出納員収入済印(規則第13号様式の2)の押印によるほか、現金と引き替えに領収証(神奈川県県税取扱要領(以下「取扱要領」という。)第182号様式)を納税者等に交付することにより徴収することができるものとする。

- 2 財産の差押え及び公売並びに交付要求等をしたことにより、歳入歳出外現金を受け入れる場合は、現金と引き替えに歳入歳出外現金領収証(取扱要領第265号様式)を第三債務者等に交付するものとする。
- 3 第1項ただし書により徴収した徴収金は、県税に伴う歳計外現金納付書(取扱要領第215号様式の2)により速やかに神奈川県指定金融機関又は神奈川県指定代理金融機関に払い込むものとする。
- 4 法第16条の2の規定により納付又は納入の委託を受ける場合は、県税と同様に取り扱うものとする。

(滞納整理票の作成)

第8条 県の徴税吏員は、徴収特例に係る徴収金の滞納整理経過について、滞納整理票(取扱要領第203号様式)を作成して常に納税者等の状況を把握しておくものとし、随時、市町村の徴税吏員に徴収金の納付又は納入の状況を連絡するものとする。

(徴収した徴収金の払込み)

第9条 第7条の規定により徴収した徴収金は、歳入歳出外現金(その他現金)として保管するものとする。

2 県税事務局長は、徴収した徴収金について、徴収特例による徴収金の引継ぎを行った市町村ごとに、それぞれ本税と税外徴収金とに区分し、地方税法施行令第8条第2項から第5項までの規定により定められた率により市町村民税に係る徴収金の額を算定し、徴収した月の翌月10日までにそれぞれの市町村が指定した金融機関への送金又は払込書の方法により、当該市町村に払い込むものとする。

3 前項の徴収金のうち県民税に係るものについて、当該所管の県税事務所出納員あて払込書(規則第53号様式)により払い込むものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、徴収した徴収金のうち市町村民税に係る徴収金を市町村に払い込むことが、当該市町村において、収納管理をする上で支障がある場合においては、県税事務局長は、当該市町村と事前に協議した上で、徴収した徴収金について、その全額を当該市町村に払い込むことができるものとする。

5 市町村長は、前項の払込みがあった場合の県民税に係る徴収金については、法第42条第3項の規定により県に払い込むべき徴収金とは区分して、これを所管の県税事務所出納員あて規則第53号様式の払込書により払い込むものとする。

6 県税事務局長は、第2項又は第4項の規定により市町村民税に係る徴収金を市町村に払い込んだときは、個人の県民税及び市町村民税払込通知書(規則第60号様式の5)により当該市町村長に通知するものとする。この場合において、当該通知書は、法第48条第1項の規定により徴収した徴収金と同条第2項の規定により徴収した徴収金(同条第8項において準用する同条第1項又は第2項の規定によるものを含む。)の別に作成するものとし、それぞれの備考の欄に該当条項を記入しておくものとする。

7 市町村長は、個人県民税徴収状況報告書(規則第57号様式)を記載するときは、当該報告書の「市町村に納付(納入)のあった市町村民税と県民税の徴収金の合計額」の欄には、法第48条第1項又は第2項(これらの規定を同条第8項において準用する場合も含む。)の規定により県が徴収した徴収金を含む金額を記入するものとし、その旨を備考の欄に付記しておくものとする。

(引継(引受)期間中に差押処分を行った徴収金で完結しないものの措置)

第10条 引継(引受)期間中に差押処分を行った徴収金で、当該期間中に完結しないものについては、県と市町村が協議の上、引継(引受)期間を延長することができるものであるが、引継(引受)期間を延長しない場合は、次の各号の定めるところにより引継ぎを行うものとする。

(1) 県の徴税吏員が占有している差押財産の引継ぎは、差押関係書類引渡書(返還用)(正・副)(第7号様式)及び差押財産引渡通知書(返還用)(正・副)(第8号様式)を作成し、差押関係書類とともに市町村長に引き渡すことにより行う。この場合において、市町

村の徴税吏員は差押関係書類引渡書(返還用)(副)及び差押財産引渡通知書(返還用)(副)に署名(記名を含む。)した上でこれらの書類を返還する。

(2) 前号の財産以外の差押財産の引継ぎは、差押関係書類引渡書(返還用)(正・副)を作成し、差押関係書類を市町村長に引き継ぐことにより行う。この場合において、市町村の徴税吏員は、差押関係書類引渡書(返還用)(副)に署名(記名を含む。)した上でこの書類を返還する。

(3) 前号の規定により差押財産の引継ぎを行う場合において、納税者等若しくは第三者に保管させている差押財産又は第三債務者のある差押財産があるときは、差押財産引継通知書(第9号様式)により、差押財産を保管する者又は第三債務者に対して、これらの差押財産を市町村長に引き継いだことを通知するものとする。

(徴収特例による徴収状況の通知等)

第11条 県税事務所長は、個人の県民税及び市町村民税徴収状況通知書(規則第60号様式の6)により毎年3月10日、7月10日及び11月10日までに前月の末日現在の徴収状況等を市町村長に通知するものとする。

なお、毎年3月10日までに通知する徴収状況等(以下「3月報告」という。)は、前年の3月から1年間の徴収状況等を当該年度分として取りまとめるものであることに留意するものとし、その翌年度の7月10日までに通知すべき徴収状況等に3月報告に係る徴収金があるときは、当該徴収金については、同年の3月1日に徴収の引継ぎを受けたものとして取り扱うものとする。

2 県税事務所長は、引継(引受)期間が終了したときは、個人の県民税及び市町村民税徴収引継通知書(返還用)(正・副)(第10号様式)を作成し、個人の県民税及び市町村民税徴収引継通知書(返還用)(正)により納税者等に通知するとともに、個人の県民税及び市町村民税徴収引継通知書(返還用)(副)を添付した個人の県民税及び市町村民税徴収引継書(返還用)(規則第60号様式の4)により市町村長に徴収の引継ぎを行うものとする。この場合において、県の徴税吏員は、滞納整理の経過等参考となる事項を市町村の徴税吏員に連絡するものとする。

3 市町村長は、前項の規定により徴収の引継ぎを受けたときは、その旨を個人の県民税及び市町村民税徴収引受通知書(返還用)(第11号様式)により納税者等に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年税第105号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成20年税第34号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成22年税第421号)

この通達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年税指第76号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(令和元年税第1206号)

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和4年税指第1140号)

この通達は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税及び市町村民税に係る徴収及び滞納処分の特例に関する同意申出書

第 号
年 月 日

市町村長 殿

神奈川県知事
(公印省略)

地方税法第48条の規定により、貴市町村の個人の県民税及び市町村民税について、県が徴収及び滞納処分をしたいので、次に掲げる内容を相互に協議した上で、徴収の引継ぎを行うことについて同意していただきたく申し出ます。

1 引継(引受)期間

原則として、7月1日から翌年の2月末日までの間において定めた一定の期間とする。

ただし、滞納処分に着手するなどした事案については、協議した上で、引き続き、県が徴収及び滞納処分を続行することができるものとする。

2 引継ぎをする徴収金

要綱第3条に規定するところにより、事前に協議した上で選定する。

3 納付方法

納付(入)書による納付(入)又は神奈川県 of 徴税吏員の徴収による。

4 徴収した徴収金の払込方法

徴収した月の翌月10日までに、指定された金融機関への送金又は払込書の方法により払い込むものとする。

5 その他

要綱に定めるもののほかは、地方税法及びその政省令ほか定めるところによる。

第2号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税及び市町村民税に係る徴収及び滞納処分の特例に関する同意書

第 号
年 月 日

神奈川県知事 殿

市町村長
(公印省略)

年 月 日付け 第 号で申出のあった標記の件については、次に掲げる内容を相互に協議した上で、徴収引継ぎを行うことに同意します。

1 引継(引受)期間

原則として、7月1日から翌年の2月末日までの間において定めた一定の期間とする。

ただし、滞納処分に着手するなどした事案については、協議した上で、引き続き、県が徴収及び滞納処分を続行することができるものとする。

2 引継ぎをする徴収金

要綱第3条に規定するところにより、事前に協議した上で選定する。

3 納付方法

納付(入)書による納付(入)又は神奈川県 of 徴税吏員の徴収による。

4 徴収した徴収金の払込方法

徴収した月の翌月10日までに、次の金融機関への送金又は払込書の方法により払い込むものとする。

(送金を指定する金融機関)

金融機関名 _____ 店舗名 _____ 預金種別 _____

口座番号 _____ 口座名義人 _____

(注) 該当がない場合は省略して差し支えありません。

5 その他

要綱に定めるもののほか、地方税法及びその政省令ほかに定めるところによる。

第3号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

個人の県民税及び市町村民税徴収引継予告書	
	第 号 年 月 日
納税者 (住(居)所等) (氏名(法人の名称))	様 市町村長 印
次の個人の県民税及び市町村民税については、滞納となっておりますので、指定期日までに納付又は納入してください。	
なお、納付又は納入がない場合には、地方税法第48条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定に	

<p>上記のとおり関係書類を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市町村長 殿</p> <p style="text-align: right;">神奈川県 県税事務所長 (公印省略)</p>		

備考 本書は、正副2通を作成すること。

第5号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

差押財産引渡通知書		
		第 号 年 月 日
神奈川県 県税事務所長 殿		市町村長 (公印省略)
<p>地方税法第48条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、徴収の引継ぎを行う納税者等について、既に差押処分に着手しているものがあるため、次のとおりその財産の引渡しをしますので、通知します。</p>		
納税者等	住(居)所等	
	氏名	

	(法人の名称)					
引き渡す 財産	名称		数量	所在	備考	差押年月 日
保管者	住(居)所 等			氏名(名 称)		
引渡場所						
引渡方法						
<p>上記のとおり差し押さえた財産を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市町村長 殿</p> <p style="text-align: right;">神奈川県 県税事務所長 (公印省略)</p>						

備考 本書は、正副2通を作成すること。

第6号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

差押財産引渡依頼書	
	第 号 年 月 日
保管者 (住(居)所等) (氏名(法人の名称))	様
	市町村長 印
<p>地方税法第48条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、次の納税者等に係る個人の県民税及び市町村民税の徴収を神奈川県 県税事務所長に引き継ぎましたので、あなたの保管している差押財</p>	

産を次のとおり引き渡してください。						
納税者等	住(居)所等					
	氏名 (法人の名称)					
引き渡す 財産	名称		数量	所在	差押年月 日	備考
保管者	住(居)所 等			氏名(名 称)		
引渡場所						
引渡方法						
備考						

第7号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

差押関係書類引渡書(返還用)			
		第 号	
		年 月 日	
市町村長 殿		神奈川県 県税事務所長 (公印省略)	
<p>地方税法第48条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、県が行った滞納処分について、次のとおりその関係書類を引き渡します。</p>			
納税者等の住(居)所等	書類名	引継(引受)期間	備考
同上の氏名(法人の名称)			

		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

上記のとおり関係書類を受領しました。

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 殿

市町村長
(公印省略)

備考 本書は、正副2通を作成すること。

第8号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

差押財産引渡通知書(返還用)	
	第 号 年 月 日
市町村長 殿	神奈川県 県税事務所長 (公印省略)

<p>地方税法第48条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、県が滞納処分を行った財産について、次のとおりその引渡しをしますので、通知します。</p>					
納税者等	住(居)所等				引継(引受)期間
	氏名 (法人の名称)				～
引き渡す 財産	名称		数量	所在	備考
保管者	住(居)所 等			氏名(名称)	
引渡場所					
引渡方法					
<p>上記のとおり差し押さえた財産を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県 県税事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 (公印省略)</p>					

備考 本書は、正副2通を作成すること。

第9号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

差押財産引継通知書	
	第 号 年 月 日
保管者・第三債務者	

(住(居)所等) (氏名(法人の名称)) 様 <div style="text-align: right;">神奈川県 県税事務所長 印</div>					
地方税法第48条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、次の納税者等に係る個人の県民税及び市町村民税の徴収を 市町村長に引き継ぎ、併せて次の差押財産を同市町村長に引き継ぎましたので、通知します。					
納税者等	住(居)所等				
	氏名 (法人の名称)				
差押財産	名称	数量	所在	差押年月日	備考
備考					

第10号様式
(返還用)
格A4縦長型)

(用紙 日本産業規

個人の県民税及び市町村民税徴収引継通知書(返還用)	
	第 号 年 月 日
納税者 (住(居)所等) (氏名(法人の名称)) 様 <div style="text-align: right;">神奈川県 県税事務所長 印</div>	
地方税法第48条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、 市町村長から徴収の引継ぎを受けたあなたの個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金について、次のとおり同市町村長に返還し、その徴	

収を引き継ぎましたので、通知します。										
滞納金額	整理番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	計
					・ ・	円	円	円	円	円
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
					計					
備考										

備考 本書は、正副2通を作成すること。

第11号様式

(返還用)

(用紙 日本産業規

格A4縦長型)

個人の県民税及び市町村民税徴収引受通知書(返還用)										
										第 号
										年 月 日
納税者										
(住(居)所等)										
(氏名(法人の名称)) 様										
										市町村長 印
<p>地方税法第48条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、次の個人の県民税及び市町村民税について、 年 月 日に神奈川県 県税事務所長からその徴収の引継ぎを受けましたので、通知します。</p>										
滞納金額	整理番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	計
					・ ・	円	円	円	円	円
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					

					• •					
	計									
備考										